

議案第75号

宝塚市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の教育長の任期が、平成30年6月30日をもって満了するため、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年（2018年）6月12日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市教育委員会教育長に任命しようとする者

住 所



氏 名 森 恵実子

※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。

議案第75号

宝塚市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会教育長に任命しようとする者

住所

氏名 森 恵実子

生年月日

学歴

職歴

昭和49年 4月	宝塚市立宝塚第一小学校教諭
昭和55年 4月	宝塚市立末広小学校教諭
平成 3年 4月	宝塚市立小浜小学校教諭
平成12年 4月	宝塚市立良元小学校教諭
平成15年 4月	宝塚市立逆瀬台小学校教諭
平成17年 4月	宝塚市立宝塚小学校教頭
平成18年 4月	宝塚市教育委員会事務局教育研究課長
平成21年 4月	宝塚市立高司小学校校長
平成27年 4月	宝塚市教育委員会事務局学校教育課学校支援チーム授業力向上担 当
平成28年 7月	宝塚市教育委員会委員
平成29年10月	宝塚市教育委員会委員 現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に
関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任
期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第76号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員4人のうち1人が、平成30年6月30日をもって辞職するため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年（2018年）6月12日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所



氏 名 木 野 達 夫

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第76号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住所	[REDACTED]	
氏名	木野 達夫	
生年月日	[REDACTED]	
学歴	[REDACTED]	
職歴	平成14年10月	大阪弁護士会登録 あさひ法律事務所入所
	平成18年 4月	岩城・松井法律事務所(現梅田新道法律事務所)入所
	平成24年 1月	兵庫県弁護士会登録 宝塚花のみち法律事務所設立 現在に至る。
	平成26年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部副支部長
	平成26年 8月	三田市居住環境等保全審査会委員
	平成29年 3月	宝塚市環境紛争調整委員会委員 現在に至る。
	平成30年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部副支部長 現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。